

## 自治体間連携に関する各種の制度について

## 1. 主な地方財政措置

## (1) 地方債

ごみ処理 (No. 19 関係)、水道 (No. 27 関係)、下水道 (No. 28・29 関係)、消防 (No. 43 関係) 等に関する広域連携について、充当率や交付税措置率の嵩上げ等の優遇措置がある。

## (2) 特別交付税措置

ごみ焼却施設解体撤去経費 (No. 19 関係)、消防広域化準備経費 (No. 43 関係)、自治体クラウド導入関係経費 (No. 46 関係) 等に対する特別交付税措置がある。

## 2. 定住自立圏構想

## (1) 概要

- 中心市と近隣市町村が、それぞれの魅力を活用して相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため、地方における定住の受け皿として「定住自立圏」を形成し、圏域全体で必要な生活機能を確認しようとする取組である。
- 中心市要件は、以下のとおりであり、秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市の7市が要件を満たしている (下線は取組市)。
  - ①人 口：5万人程度以上 (少なくとも4万人超)
  - ②昼夜間人口比率：原則1以上  
(合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上)
  - ③地 域：原則三大都市圏外

## (2) 特別交付税措置 (包括的財政措置)

	～平成25年度	平成26年度～
中心市	4,000万円	8,500万円
近隣市町村	1,000万円	1,500万円

### 3. 広域連携推進補助金（秋田県）

連携検討業務について、本研究会における検討に加え、市町村同士が自主的に検討し、連携実施できるよう、以下のとおり、必要な経費を補助する。

- (1) 対象経費：連携検討業務に係る以下の経費
  - ・市町村同士の連携に向けた協議等を行うための経費
  - ・実際に市町村同士の連携を開始するための初期経費
- (2) 補助対象：連携を検討・実施する市町村で構成される団体  
(事務局の市町村)
- (3) 補助率：10／10
- (4) 限度額：1団体につき50万円